

# 秋田地方最低賃金審議会

## 令和5年度第1回 秋田県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和5年8月1日（火） 14：55～17：10

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者 公益委員 3名  
労働者側委員 3名  
使用者側委員 3名

#### 4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人意見聴取について
- (3) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (4) 今後の専門部会の開催日程について
- (5) その他

#### 5 議事要旨

- (1) 部会長に長岐委員、部会長代理に臼木委員が選出された。
- (2) 参考人2名から意見聴取が行われた。
- (3) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員からそれぞれ基本的な考え方が述べられ引き上げ金額の提示がなされた。

##### <労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

秋田県最低賃金 853 円は、健康で文化的な最低限の生活を営むには不十分な金額であり、首都圏との格差解消も一向に進まず、貴重な働き手が高い賃金を求めて県外に流出する一因となっており、人口減少と少子高齢化は更に加速し地域社会の維持が困難な状況に陥ってしまう。

3年に及ぶコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻を起因とする物価高騰により社会の脆弱性が浮き彫りとなる中、賃上げは地域経済や地域社会の再生発展に向けた前向きな取り組みであり、「秋田県の時給 1,000 円」への早期到達を見据え最低賃金引き上げの流れを堅持していかなければならない。地域間格差を是正し、有能な人財の県外流出防止と県外からの働き手の回帰を促すためにも、秋田県最低賃金を3年間で1,000円とすることを目指し、引き上げ額 49 円、時間額 902 円とするよう求める。

##### <使用者側委員基本的な考え方と提示金額>

今年の春闘は中小企業を含め多くの企業が大幅な賃上げを実施しているが、労働需給のひっ迫を背景として人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げたいわば「防衛的賃上げ」が一定存在していることを考慮する必要がある。

昨年度の最低賃金は「より早期に全国加重平均 1,000 円以上」の政府方針や、急激な物価上昇による生計費への影響を勘案した審議がなされ、過去最大の上げ幅となった。その結果、当県の影響率は前年度から大幅に上昇し、中小・小規模事業者の経営に大きな影響を及ぼすに至った。

地域別最低賃金は最低賃金法を根拠とした、企業業績や価格転嫁状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法である。エネルギーや原材料費の高騰といった企業物価動向、進展に遅れが目立つ価格転嫁状況など、中小・小規模事業者の置かれている厳しい状況を踏まえ、事業の継続と従業員の雇用継続の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、企業経営者に対して納得感のある水準に決定すべきと考える。最低賃金法の3要素を考慮し、賃金改定状況調査第4表の賃金上昇率の結果を最も重視することの基本的な考え方に変わりはなく、引き上げ額 23 円、時間額 876 円を上限として提示する。

- (4) 金額審議は、個別協議（公労会議、公使会議）を行ったが、当初提示金額から歩み寄りは見られず、合意に至らなかったことから次回継続審議とした。
- (5) 事務局から次回第2回専門部会を8月4日（金）13時30分から開催し、引き続き金額審議することのほか、第3回以降の日程についても説明がなされた。